

北海道紋別高等学校部活動方針

1 基本方針

- (1) 生徒の自主的、自発的な参加により行う部活動は、スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。
- (2) 本校教育活動の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等好ましい人間関係の構築を図り、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒が多様な学びや経験をする場として行う。
- (3) 部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を通して、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。

また、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、本校教育活動の質を高める環境を構築していくためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行う。

- (4) 本校として、今後も持続可能で充実した部活動の在り方について検討・改善に取り組んでいく。

また、道立学校として部活動が、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施することに考慮する。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 「北海道紋別高等学校部活動方針」を策定し、校内に部活動に係る相談・要望の窓口を設置する。部活動に係る相談、要望の連絡先は次のとおりとする。

〒094-8643 紋別市南が丘町6丁目3番47号
TEL : 0158-23-6848
北海道紋別高等学校 教頭

- (2) 部活動顧問は、年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績を作成し、生徒指導部（部活動係）を通じて校長へ提出する。年間の活動計画とは、活動日、休養日及び参加予定大会日程等明記された書類のことをいう。活動実績については、従来通り各部活動日誌において、活動日時と場所、休養日及び大会参加日等を明記する。

- (3) 部活動顧問は、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守する。教師や生徒の負担が過度とならないよう、必要に応じて活動計画を見直す。
- (4) 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画に加えて、活動に要する経費等を記した資料を保護者及び生徒に配布・説明し、理解を得られるよう努める。
- (5) 女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題（女性アスリート3主徴：利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗鬆症、貧血）の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 部活動における休養日及び部活動の時間については、成長期にある生徒を配慮し、食事や休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるようにする。
 - ア 学期中は週当たり2日以上以上の休養日を設定する。平日1日・土日1日以上とする。
※週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
また、休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。
 - イ 長期休業中は学期中に準じるとともに、長期休養（オフシーズン）を設定する。
 - ウ 学校閉庁日は休養日とする。
 - エ 1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
 - オ 休養日の下限
学期中は平日に週1日（年間52日）以上、週末又は祝日に月1日（年間12日）以上を休養日とする。さらに、学校閉庁日（年間9日）を休養日とし、年間73日以上を休養日とする。また、長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
 - カ 活動時間の上限
1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。
- (2) 生徒の心身の発達及び進路に応じて、多様な教育活動を行っている点を考慮し、休養日の下限や活動時間の上限を弾力的に設定する場合がある。

4 学校で参加する大会

生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮し、学校の部活動として参加する大会等を精査する。